

お手続きは簡単です！



- STEP1** 別紙「加入申込票」に必要な事項をご記入のうえ、**11月4日（金）までに** 代理店（株）アズコムビジネスサポートまでFAXにてお申込みください。
FAX：048-967-5732
- STEP2** お申込みいただいた後、速やかに「保険料口座振替のお手続きに関するご案内等」をお送りいたしますので、**11月18日（金）までに**必要な事項をご記入のうえご返信ください。
- STEP3** 1月上旬に「加入者証」が届きますので、お申込みいただいた内容をご確認ください。1月20日から月額保険料（1名あたり保険料×人数分）が引き落とされます。

サービスのご案内

この保険は、経営者、人事労務担当者が抱える課題を以下のサービスでサポートします。

人事労務担当者向けサービスです。 メンタルヘルスサポート ご利用時間 平日 10時～17時（土日・祝日、12/25～1/5を除きます）			経営者向けサービスです。 経営セカンドオピニオン ご利用時間 平日 13時～17時（土日・祝日、12/25～1/5を除きます）		
メンタルヘルス 職場サポート メンタルヘルスに関する職場へのサポートや環境改善などについて臨床心理士等が電話でアドバイスします。	メンタルヘルス 休職・復職サポート 従業員の休職・復職に関する相談に、メンタルヘルスの視点から臨床心理士等が電話でアドバイスします。	メンタルヘルス 労働安全衛生 情報提供サービス お客さまのご希望により、安全衛生委員会等で必要なメンタル関連情報を四半期ごとに配信します。	法律のご相談 取引先やお客さまとのトラブル、その他の法律問題に関するご相談に、弁護士が電話でアドバイスします（予約制）。	税務のご相談 会社経営や事業承継などの税務に関するご相談に、税理士が電話でアドバイスします（予約制）。	人事労務のご相談 雇用や労働条件などの人事労務に関するご相談に、社会保険労務士が電話でアドバイスします（予約制）。
■ サービスをご利用いただける方は、保険契約者となります。ただし、保険契約が団体契約等の場合、被保険者も対象となります。なお、経営セカンドオピニオンについては、保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。（注）（注）法人の代表者から委任を受けた担当者の方もご利用いただけます。 ■ サービスは日本国内のご相談対象となります。 ■ 経営セカンドオピニオンのご利用は、メニュー（項目）ごとに保険期間中それぞれ5回までとなります（予約制）。			■ 保険金請求にかかわる事故等のご相談、既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。 ■ 一般的なご質問については、専門のスタッフがお応えする場合があります。 ■ サービスは事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。 ■ サービスはあいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。		
「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約（タイプB・C・E・F）に提供するサービスです。 ストレスチェックサポート 【ご注意】 ■ 「ストレスチェックサポート」は、あいおいニッセイ同和損保が委託する提携サービス会社をご提供します。 ■ 「ストレスチェックサポート」は、Webによりご提供します。使用機器や通信環境、ブラウザやセキュリティの設定等、ご利用環境によってはご利用いただけない場合があります。 ■ 社内でPCを共有する際は保存先を区分する等、個人情報の保護にご注意ください。 ■ 「ストレスチェックサポート」は、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。 ■ 「ストレスチェックサポート」に関する詳細は、ご契約後にお渡しする「ストレスチェックサポート」サービスガイドでご確認いただくか、引受保険会社営業担当者までご連絡ください。					
「使用者賠償責任補償特約」をセットする契約（タイプB・C・E・F）に提供するサービスです。 ストレスチェックサポート ◆ ストレスチェック制度に示される「ストレスチェック（心理的な負担の程度を把握するための検査）」を実施するためのWeb環境（受検～結果出力）を無償でご提供するサービスです。 ◆ 労働安全衛生法に則ったストレスチェックの実施には、加入者側で以下の体制整備が必要となります。 ・ストレスチェック実施前の衛生委員会等での調査審議や方針表明、従業員への周知 ・ストレスチェックの実施者（医師、保健師等）、実施事務従事者、実務担当者の選定 ・面接指導を行う医師の選定					

万一、事故が起きた場合

＜万一、事故が起きた場合の手続き＞
 万一事故が起きた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
 ＜示談にあたって＞
 タフビズ業務災害補償保険には、被保険者に代わって事故の相手（被害者）と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。賠償事故に関わる被害者との示談交渉、弁護士への法律相談、損害賠償請求権の委任等は必ず引受保険会社とご相談のうえ、おすめください。あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を保険金から差し引いてお支払いする場合があります。

複数のご契約があるお客さまへ（補償が重複する可能性のある特約のご注意）

他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。
 補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。
 補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。
 ※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。
 ■ この保険は一般社団法人 AZ-COM丸和・支援ネットワークを保険契約者とし、一般社団法人 AZ-COM丸和・支援ネットワークの会員企業（運送業者のみ）を加入者とするタフビズ業務災害補償保険の団体契約です。
 ■ タフビズ業務災害補償保険の普通保険約款・特約集、保険証券は保険契約者（一般社団法人 AZ-COM丸和・支援ネットワーク）に交付されます。
 ■ 「タフビズ業務災害補償保険」は「業務災害補償保険」のペットネームです。
 ■ このパンフレットは「タフビズ業務災害補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

補償保険金について

補償保険金にてお支払いする保険金は、ご加入いただく支払限度額（補償額）にかかわらず、以下のいずれかが限度となります。
 ① 記名被保険者が災害補償規定等を定めている場合
 記名被保険者がその規定等に基づき補償対象者または遺族に支給すべき金額
 ② 記名被保険者が災害補償規定等を定めていない場合
 記名被保険者が補償対象者または遺族に支給するものとして加入者証に記載された金額

補償保険金の請求と支払先

タフビズ業務災害補償保険は、記名被保険者である企業（事業者）に対し、災害補償規定等により給付した補償金等の損害を補償する保険です。事業者が補償対象者へ補償金等の給付を行う前に記名被保険者へ保険金を支払うことは、原則できません。補償金等の給付の後か、給付と同時に補償対象者口座への直接支払）となります。

【幹事取扱代理店】
株式会社アズコムビジネスサポート
 住所：〒342-0056 埼玉県吉川市平沼197-1
 TEL：048-967-5731

【引受保険会社】
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 埼玉支店 埼玉東支社
 住所：〒344-0067 埼玉県春日部市中央1-57-21 2階
 TEL：048-738-2171

（2022年9月承認）A22-101912

AZ-COMネット見舞金制度（業務災害補償保険）のご案内

使用者賠償責任補償特約、雇用慣行賠償責任補償特約をオプションで追加できます。

従業員の安心のために、是非ご加入をご検討ください。

タフビズ業務災害補償保険は、一般社団法人 AZ-COM丸和・支援ネットワークの会員の業務に従事する方を**補償対象者**とし、**補償対象者が従業員**の場合は、業務に従事中に限らず*身体障害を被った場合に保険金をお支払いする保険です。**補償対象者が庸車運転者**の場合は、AZ-COMネット会員から請け負った輸送業務中のみ補償の対象となります。
 *フルタイム補償特約を適用



AZ-COM NET



保険契約者

一般社団法人 AZ-COM丸和・支援ネットワーク

ご加入対象者

一般社団法人 AZ-COM丸和・支援ネットワークの会員企業（運送業者のみ）

- **加入申込票提出締切：毎月1日**
 （加入申込票ご提出後の申込手続きは裏表紙の「加入手続きのご案内」にて詳細をご確認ください）
- **保険期間** ： 2022年12月1日午後4時から2023年12月1日午後4時まで
 （ご契約期間）

役員・従業員の皆さまのケガ等を幅広く補償します！

この保険の特長

- 1 労災認定は不要！**

 この保険のお支払いは、労災認定とは連動していません。（※労災認定身体障害追加補償を除く）
- 2 加入しやすい保険料！**

 AZ-COM丸和・支援ネットワーク専用の制度なので割安です。
- 3 業務形態を問わず全員補償！**

 パート・アルバイトや庸車運転者も補償対象者に含むことができます。
- 4 業務中も業務外も24時間補償！**

 庸車運転者はAZ-COMネット会員から請け負った輸送業務中のみ補償の対象となります。
- 5 天災（地震・噴火・津波）によるケガも補償！**

 天災（地震・噴火・津波）によるケガも補償します。
- 6 熱中症や細菌性・ウイルス性食中毒も補償の対象です。**

 熱中症や細菌性・ウイルス性食中毒も補償の対象です。

補償内容・保険金額

この保険料は、右記の条件で算出しています。

■契約方式：人数方式 ■払込方法：月払 ■業種：貨物取扱事業
 ■基本補償にセットしている特約：天災危険補償特約、労災認定身体障害追加補償特約、後遺障害補償保険金の追加支払に関する特約、フルタイム補償特約(フルタイム補償特約は役員・従業員以外には適用されません。)

補償対象者	役員・従業員	庸車運転者・派遣労働者
基本補償内容（1名につき）		
死亡補償保険金支払限度額	500万円	
後遺障害補償保険金支払限度額	1,000万円	
入院補償保険金支払限度日額（180日限度）	5,000円	
手術補償保険金支払限度額	・入院中 : 入院補償保険金支払限度日額×10 ・入院中以外 : 入院補償保険金支払限度日額×5	
通院補償保険金支払限度日額（90日限度）	2,500円	
フルタイム補償特約	あり	なし
■オプション補償		
使用者賠償責任補償特約	支払限度額 1名につき 1億円・1災害につき 1億円	
雇用慣行賠償責任補償特約	支払限度額 1請求・保険期間中につき 1,000万円	
特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約	後遺障害補償保険金、入院補償保険金及び通院補償保険金	

保険料

プラン	タイプ A	タイプ B	タイプ C
セット内容			
基本補償	○	○	○
使用者賠償責任補償特約		○	○
雇用慣行賠償責任補償特約			○
1回分保険料（1名につき）	900円	1,500円	1,700円
プラン	タイプ D	タイプ E	タイプ F
セット内容			
基本補償	○	○	○
使用者賠償責任補償特約		○	○
雇用慣行賠償責任補償特約			○
特定感染症危険補償特約	○	○	○
1回分保険料（1名につき）	1,000円	1,600円	1,800円

(注) 補償対象者数が500名未満となった場合は、次年度の補償内容が変更になる場合があります。

この保険の補償内容

補償・特約	補償内容	事故事例
 死亡補償保険金	事故日から180日以内に死亡した場合に死亡・後遺障害補償保険金支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	運転中の交通事故により従業員が死亡した。
 後遺障害補償保険金	事故日から180日以内に後遺障害が発生した場合に死亡・後遺障害補償保険金支払限度額の4%～100%を限度に保険金をお支払いします。	同乗中の交通事故により従業員が下半身不随となった。
 入院補償保険金	事故による身体障害のために入院した場合に、入院した日数に応じて保険金をお支払いします。	貨物の下敷きとなり全身を強打した従業員が入院した。
 手術補償保険金	事故日から180日以内に手術を受けた場合に保険金をお支払いします。	交通事故で重傷を負った従業員の手術が必要となった。
 通院補償保険金（実通院のみ）	事故による身体障害のために通院した場合に、通院した日数に応じて保険金をお支払いします。	従業員が作業中に転倒し靭帯を損傷、通院した。
 労災認定身体障害追加補償	政府労災で認定された精神障害、脳・心疾患などの疾病や自殺などを補償対象とします。	従業員が脳梗塞を発症、後遺障害が残った。長時間労働が原因であるとして労災認定を受けた。
 使用者賠償責任補償特約（タイプB・C・E・Fのみ）	業務中に発生した補償対象者の身体の障害により事業者が負担する法律上の賠償責任を補償します。	従業員が業務中に死亡。遺族から管理責任を問われた。
 雇用慣行賠償責任補償特約（タイプC・Fのみ）	補償対象者が被った差別的行為、ハラスメント、不当解雇等の不当行為に起因して事業者が負担する法律上の賠償責任を補償します。	職場での立場を利用した嫌がらせにより退職せざるを得なくなったとして、会社の管理責任を問われた。
 特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約（タイプD・E・Fのみ）	補償対象者が特定感染症に罹患、保険期間中に発症し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に以下の状態となった場合に保険金をお支払いします。①後遺障害が生じた場合②入院した場合③通院した場合	従業員が特定感染症に感染して発病、入院した(感染経路は特定できなかった)。

保険金のお支払い例

運転者が業務中、交通事故で死亡。 ・死亡補償保険金 支払保険金 500万円	運転者が荷崩れで荷物の下敷きとなり大腿骨を骨折。 ・入院1か月、通院6日 5,000円×30日+2,500円×6日 支払保険金 16万5千円
運転者が積荷作業中に、背後から来たフォークリフトに挟まれ、右膝を切断。 ・入院2か月、通院12日、後遺障害4級認定（69%） 5,000円×60日+2,500円×12日+1,000万円×69% 支払保険金 723万円	事務員が休日に山登り中に転落し骨折 ・入院2週間、通院4日 5,000円×14日+2,500円×4日 支払保険金 8万円